

第2章

第3次計画の成果と課題

1 第3次計画の主な成果

(1) 市全域の地域福祉推進体制が確立された

市の取組では、生活支援体制整備事業として、第1層協議体を設置するとともに全ての圏域に第2層協議体を設置し、地域の支え合いづくりを推進する公的なネットワークとしての体制を整備しました。

社会福祉協議会の取組では、平成31年2月に西部地区地域福祉推進協議会が設立され、市内6圏域全てに地域住民等によるネットワークとしての地域福祉推進協議会を設立しました。

(2) 専門的な相談体制の強化が図られた／地域のつながりの中で相談できる体制の整備が進められた

高齢者相談センターへの相談や利用者支援事業所【特定型】等、各分野での相談件数が増加傾向にある中、専門性をいかした相談支援を行いました。

令和元年10月にみどり学園とわかば学園を統合し、児童発達支援センター「アシタエール」を開所したほか、令和2年10月に基幹相談支援センターを設置しました。また、計画期間内に利用者支援事業【基本型、母子保健型】を開始するなど、専門的な相談体制の強化を図りました。

一方、関係団体の取組としては、北部第二地区地域福祉推進協議会が新座一丁目集会所において地域での困りごとの相談の場である「地域支え合いセンターきたに」を開設したほか、南部地区地域福祉推進協議会では圏域内6か所で開催している「おしゃべりの家」において、民生委員・児童委員や高齢者相談センターと協力しながら相談機能を併せ持つ場として運営しています。

(3) 「地域共生社会」に向けた市民の取組が進められた

関係団体の取組のうち、新座団地社協支部では子育てサロン「めだか」を開催しました。

地域福祉推進協議会においては、各地区において身近な居場所づくりなど地域共生社会に向けた取組を行いました。このうち北部第二地区においては、大学との連携により地域に根ざした福祉教育・ボランティア活動を実施するとともに、東部第二地区においては、地元中学校及び高等学校と連携し、生徒による地域福祉活動への参加が行われるなど、若い世代の参画機会の拡大を図りました。

これらの取組を始め、多くの取組が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により休止などの影響を受けましたが、このような大変な状況の中でも、創意工夫により様々な活動が行われてきました。

社協支部では、会食ふれあい事業（子ども食堂事業を含む。）について、対面の取組に代えて、ひとり暮らし高齢者等を対象としたお弁当などの配布や訪問、見守り活動などを継続しています。

北部第二地区では、コロナ禍でもできる活動として、屋内での体操や散歩などを実施してきました。また、地域住民等による気軽な相談活動を試行するとともに、高齢者や障がいのある人も含めて皆が支え手となれる取組として地域ボランティア登録を開始しました。

また、南部地区においては、高齢者相談センターと連携したおしゃべりの家を時間を短縮して開催するなど、各地区において様々な取組を検討、実施しました。

上記以外にも子育て中の父親を対象とした有志のグループ「お父さん盛上げ隊」の結成やNPO法人新座子育てネットワークが実施する休眠預金等活用事業「居場所の包括連携によるモデル地域づくり」として子ども食堂など、全小学校区で子どもの居場所づくりを進めてきました。また、ひとり親家庭の支援、フードパントリーの実施や居場所活動を支える応援団を組織するなど、子どもと子育て家庭の支援について世代や立場を越えて包括的に市民が支え合う地域づくりが進められるなど、子育て支援活動においては多様な主体による取組が行われています。

市の取組としても、市が行ってきたシイタケ栽培の事業を予定どおり5年目で市内福祉団体に移管することができ、農福連携の事例となりました。

(4) 災害対策において、市民と行政双方の取組が進められた

地域福祉担い手調査における第3次計画の評価では、「No.12 災害に対して安心できる地域づくり」が13項目のうち最も評価の高い項目となっています。

市民の取組では、家具転倒防止など家庭における防災対策を行っている人の割合が前回調査（平成28年度）に比べて高まりました。

また、自主防災会による防災訓練などの活動が行われているほか、南部地区地域福祉推進協議会では町内会合同の防災訓練に参加するとともに、北部第二地区地域福祉推進協議会では「ふれあい防災キャンプ」を実施するなど、地域における取組も盛んに行われています。

市の取組では、平成30年度に地域防災計画を改定し、地震被害想定や災害対策本部における班体制、被害認定調査、風水害対応等について追記を行いました。改定以降も、避難場所等における感染症対策を推進しました。

また、耐震改修等助成制度、ブロック塀等撤去・築造工事助成制度等を実施し、市内の建築物の耐震化を進めました。

2 第4次計画の課題

(1) コロナ禍によって減速・停止した地域福祉の再スタート

町内会や社協支部、地域福祉推進協議会等の多くは、コロナ禍により、令和2年度から令和4年度にわたり活動の制限又は中止を余儀なくされてきました。

行政の取組においても、子育て支援交流事業や認知症サポーター養成講座を始めとする様々な事業において規模縮小や休止がみられました。

感染症の流行は、地域福祉に関わる市民・団体の活動や行政・社会福祉協議会の取組に多大な影響を与え、地域福祉の減速・停止が余儀なくされている状況となっています。

第4次計画では、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても実施できる活動に取り組むとともに、収束を見据えたそれぞれの活動の再開・推進が求められています。

(2) 地域住民やボランティアが活動しやすい環境の整備

町内会や社協支部、地域福祉推進協議会等は、活動の中で会員の高齢化や役員等の担い手不足が課題となっています。

また、限られた人材で効果的かつ持続的な活動ができるよう各団体の連携体制や組織の在り方、活動方法等の整理が求められています。

第3次計画では、地域福祉推進協議会の活動拠点として集会所、公民館、コミュニティセンター等の利用について、支援を行ってきました。一方、公共施設の利用だけでなく、身近な地域において多様な福祉的活動を営むことや、多属性・多世代に対する居場所や地域参加の場の提供を目指す拠点の整備を求める声があることから、第4次計画では、その整備について、地域の実情に応じて進めていく必要があります。

また、長期的な視点から、子どもたちが地域に愛着を持ち、社会の一員として参加・交流できる取組を進めることによって、高齢者のみでなく、あらゆる世代が本市の地域福祉を担う人材として活躍できる環境づくりに努めることが大切です。

(3) 専門的かつ総合的な相談体制の強化

市民意識調査の今後の重点課題をみると、「福祉に関することが何でも相談できる窓口」の割合が突出して高く、市民の期待の高い課題となっています。

いわゆる「8050」やダブルケア、ヤングケアラーなどの一つの世帯に複数の課題が存在している状態、世帯全体が孤立している状態等、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、分野ごとの支援体制では、複合課題や制度の狭間のニーズへの対応が困難であり、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。

また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策は、生きることの包

括的な支援であることが明記されたほか、令和元年には子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、子どもの貧困対策は各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講じることが明記されるなど、各課題の解決に包括的な支援が求められている状況にあります。

そのため、市の取組においても、第3次計画では専門的な相談窓口の整備・充実に努めるとともに、各相談窓口の連携を円滑にするため、総合相談連絡票の試行運用を行うなどの取組を行いました。

今後とも専門的な相談窓口の充実に努めるとともに、関係機関と地域が連携し、属性を問わず多様なニーズを包括的に受け止められる総合的な相談体制を強化していく必要があります。

(4) 予防的福祉の推進

アンケート調査の「地域について気がかりなこと」に関する項目について、「高齢者の生活支援に関すること」の割合が市民意識調査では3番目、地域福祉担い手調査では最も高い項目となっており、地域の身近な課題となっていること、市民の関心が高いことが見受けられます。

コロナ禍により、老人福祉センターや高齢者いきいき広場の活動制限が行われ、市民活動についても縮小が余儀なくされています。地域の高齢者が気軽に集い趣味活動や交流を行う場がなくなることで、健康保持増進及び介護予防の機会が減少する懸念があります。

また、高齢者のみでなく社会的孤立を始めとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えているケース等について、それらの課題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていく必要があります。

